

令和7年度

洲本市未来投資推進事業 パンフレット

1. 事業の目的

希望や活気にあふれた洲本市の将来に繋がる、自主的な事業や活動を支援します。

2. 対象団体

洲本市内で補助対象事業を実施する団体で、法人格の有無及び種別、所在地は問いません（町内会、ボランティアグループ、NPO、企業等）

3. 補助対象事業

- ① イベント開催に対する支援事業
- ② 町内会等の活動に対する支援事業
- ③ 多様な主体の連携による活動に対する支援事業
- ④ 「ずっと住みたい洲本」の実現に対する支援事業

対象事業の詳細は
別表のとおり

※令和7年4月1日以降に市内で実施する事業を対象とします

※補助対象とならない事業例

- ・政治、宗教を目的とする事業
- ・対象団体のためだけに行う内輪のイベント
- ・市の他の制度で補助金等が交付される事業

※洲本市以外からの助成や、参加費・負担金等による収入は可能

- ・市から活動助成等が交付される団体が本来行うべき活動

4. 申請方法

- 申請期間 令和7年4月15日（火）～6月6日（金）
- 申請書類 補助金等交付申請書、事業計画書、団体の規約や定款、見積書等
- 提出方法 企画課（洲本庁舎5階）又は 地域生活課（五色庁舎）に持参

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/7/1903.html>

Q Aや記載例も
参考に



5. 補助の決定

洲本市未来投資推進事業審査会において申請書類を審査し決定します。

6. その他

- ・事業で配布するパンフレット、チラシ等には「洲本市未来投資推進事業により実施しています」と掲載してください。
- ・購入備品には、「洲本市未来投資推進事業」のシールを張ってください。

7. 補助対象事業の詳細

事業名 事業概要	事業区分	補助率	補助 限度額	事業費 下限額	対象となる事業の例	同一団体による 申請回数の制限 (R5～9年度)
①イベント開催に対する 支援事業 市内で開催する非営利イベントで、市の賑わい創出や交流人口増加に資する事業(内輪のイベントは対象外)	A イベント1	2/3 以内	50万円	10万円	下記3号を全て満たす、文化芸術・スポーツ・交流等イベント (1)淡路島外からの観光旅客等の来訪及び滞在の促進に寄与することが見込まれる (2)前号の観光旅客等の参加者数に関し、目標が設定され、かつ、実績の確認及び報告が行われることが確実と認められる (3)参加者から入場料、出場料等を徴収する	なし
	B イベント2	1/2 以内	25万円	10万円	区分Aに該当しない、文化芸術・スポーツ・交流等イベント	3回まで
②町内会等の活動に対する支援事業 町内会組織(及び類する団体)が主体となって取り組む活動で、町内会の安全安心や活性化に資する事業	C 防犯・防災	1/2 以内	50万円	5万円	(1)防犯・交通安全のための資機材(防犯カメラ、パトロール用品、啓発看板等)の購入や設置(個人財産や町内会財産を守ることを目的とする場合は対象外) (2)防犯・交通安全の啓発(交通安全教室等の開催) (3)防災意識の啓発(訓練や研修会等の開催、啓発チラシ作成等) (4)防災用資機材(消火器、避難所に必要な物品、非常食、救護用物品等)の購入や設置(防災訓練や研修会の実施が条件) (5)感染症拡大防止用資機材(換気扇、網戸、換気機能付きエアコン等)の購入や設置	補助限度額に達するまで
	D 拠点施設新築・改修1	1/2 以内	300万円	50万円	集会所の新築のほか、トイレ洋式化、内外装や防水シート修繕、空調取替等の改修(寺社仏閣の一部とみなされる集会所、だんじり小屋、駐車場、集会所機能と関係のない倉庫、土地取得費等、テレビ・パソコン・プリンター等の持ち運べる備品の購入は対象外)	
	E 拠点施設新築・改修2	2/3 以内	300万円	10万円	大学や民間事業者等の外部人材と長期的に連携し、町内会の活性化に向けた取組を行うことを目的とする拠点施設の新築・改修	
	F 景観や憩いの場の形成	1/2 以内	50万円	5万円	花壇やベンチの整備、植栽等	
	G 地域伝統保存1	1/2 以内	100万円	50万円	だんじり、みこしの修繕	
	H 地域伝統保存2	1/3 以内	30万円	10万円	だんじり、みこしの修繕(事業費50万円未満)、のぼり旗購入	
	I 新たなチャレンジ	2/3 以内	10万円	10万円	まちあるきイベント開催、地域情報マップ作成など(毎年恒例の行事や清掃活動、定例的な会議は対象外)	3回まで
③多様な主体の連携による活動に対する支援事業 町内会、大学、民間事業者等の連携による、地域資源の活用や、課題解決に資する事業	J 多様な連携1	9/10 以内	18万円	なし	農林水産物、地場産業、既存ストック等の地域資源を活用した、地域の課題解決や活性化につながる取組(ソーシャルビジネスやローカルプロジェクトの創出、地元小中高生のシビックプライドや起業家精神の醸成、地域の担い手となる人材の育成と確保、小規模集落における関係人口の増加等)	3回まで
	K 多様な連携2	3/4 以内	75万円	20万円		なし
	L エネルギー等	1/2 以内	200万円	50万円	(1)竹、農業残渣等、活用が十分進んでいない本市の未利用バイオマス資源を、食料やエネルギー等に多段階に活用し、広く流通させる仕組みの構築 (2)太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギー資源により生み出した電気や熱等を広く流通させる仕組みの構築	補助限度額に達するまで
④「ずっと住みたい洲本」の実現に対する支援事業 洲本市総合計画、洲本市総合戦略の実現に資する事業	M 総計・戦略枠	1/2 以内	500万円	10万円	洲本市総合計画に掲げる基本計画や、洲本市総合戦略に掲げる基本戦略の実現に資する取組や事業で、公益性のあるもの	なし

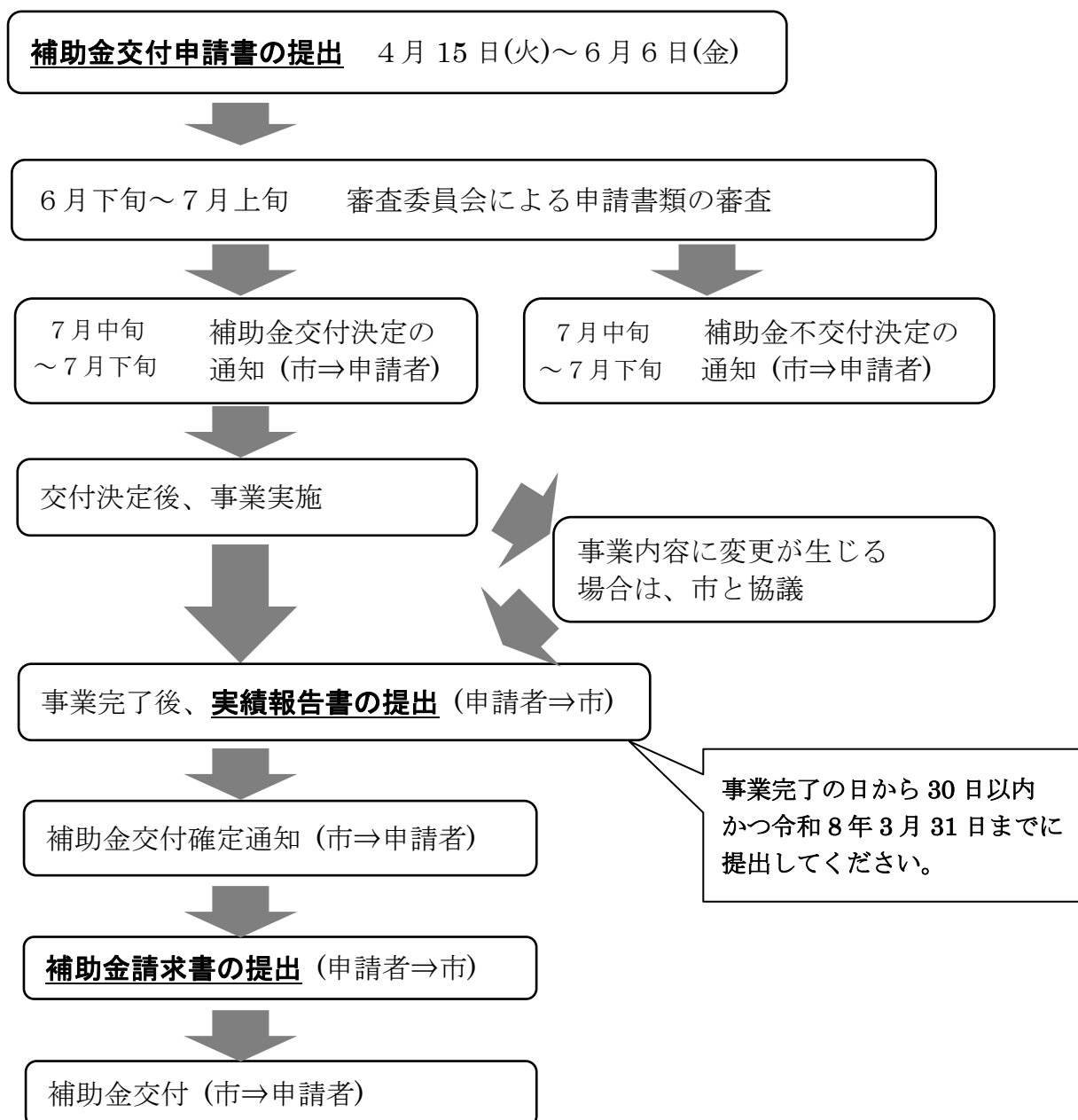
※予算の範囲内での実施のため、申請多数の場合は事業採択の制限及び個々の補助金額を減額する場合があります。

8. 補助対象経費

科目	補助対象経費	補助対象経費から除くもの
報償金	司会、講師、協力者等の役務の提供等に対する謝礼（1人（法人等にあつては1法人等）につき1回当たり5万円を上限とする。）	補助事業者等の構成員等に対する謝礼、賞品代、記念品代等
旅費	講師等の交通費の実費弁償（原則として、国内の移動に係る経費を対象とし、最も経済的かつ合理的な経路、交通手段及び人数による交通費の実費により算定する。この場合において、宿泊費が必要な場合は、素泊り経費のみを対象とする。）	補助事業者等の構成員に対する旅費、費用弁償等
消耗品費	文具類、消耗機材類、書籍、材料その他の消耗品の購入費	個人に帰属する消耗品の購入費
食糧費	茶菓又は弁当の購入費（市長が認める範囲内の額に限る。）	酒類
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書、資料等の印刷料若しくは製本代又は写真代	
通信運搬費	郵便料、電話料又は運搬料	
手数料	各種申請手数料又は送金手数料	
保険料	補助事業者等の構成員、参加者等が被保険者となっている損害保険、賠償責任等保険料（補助金の交付の対象とする保険期間は、催し等の準備の日及び当日に限る。）	
委託料	業務委託料及び設計等委託料	内訳書その他の明細のない委託料
使用料及び賃借料	物品の使用料、土地、建物等の賃借料、自動車借上料、会場使用料、有料道路通行料又は駐車場使用料	
工事請負費	土地の造成又は建物等の建築若しくは改修の工事請負費	契約書のない工事費
原材料費	建物等の建築に必要な工事材料費又は事業に必要な加工用原材料費	
家屋購入費	建物等の購入費	土地購入費
備品購入費※	機械器具その他の備品の購入費	個人に帰属する備品の購入費
その他	その他事業の実施に必要不可欠な経費（市長が認める範囲内の額に限る。）	

※イベント開催に対する支援事業では、備品購入を原則対象外とします（リースでの調達を基本とします）

9. 事業の流れ



10. お問い合わせ先

窓 口	電話番号	メールアドレス
企画情報部 企画課	0799-22-3321 (内線 1512) 0799-24-7614 (直通)	kikaku@city.sumoto.lg.jp